

令和8年度給電機能付地震体験車保守管理・運用業務仕様書

1 目的

給電機能付地震体験車（以下「地震体験車」という。）について、災害時の迅速な対応を可能とし、また、地域の防災学習等での地震体験による県民の防災意識向上を目的として、車両の保管、日常点検、地域の防災学習等への車両運搬・操作等の車両保守管理及び運用の業務（以下「本業務」という。）を行う。

2 対象車両

対象車両は次のとおりとする

ア 車両型式	三菱 2PG-FEB80G41S00G
イ 寸法	全長：7,030mm
	全幅：2,220mm
	全高：3,460mm

3 業務期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

本業務の業務内容について以下に示す。予定数量は参考資料「令和8年度給電機能付地震体験車保守管理・運用業務委託料算出内訳」を参照し、本業務履行に必要な体制を整備すること。

なお、夏用・冬用タイヤの交換及び法定点検、災害発生時の給電車としての緊急運行については、発注者が調整し、発注者が費用を負担する。

また、発注者は自動車損害賠償責任保険（強制保険）に加入している。

（1）車両保守管理

ア 車両保管

地震体験車を屋根付車庫内に保管することとし、適切な保管に努めること。また、発注者が調達する夏用又は冬用タイヤの保管も行うこと。

イ 定期運行

月に1回も走行予定がない場合は、30分程度走行し、車両に異常が無いことを確認すること。車両運行に当たっては、運行前の日常点検並びに運行後の外観点検を実施し、結果等を記載した記録（別紙2「車両運行記録」）を行うこと。なお、走行中に異常が認められた場合には、異常の原因を調査して、発注者の承諾を得た上で、修理等により適切に対処すること。受注者の責任により修理等を要した際は、受注者が費用の負担をすること。また、別紙2「車両運行記録」は四半期に1回（4月、7月、10月、1月）に発注者へ提出すること。

ウ 車両維持

以下のことを実施し、整備履歴を一覧表（別紙3「車両整備記録」）にして報告書に添付すること。

(ア) 消耗品等の交換

車両運行に必要な消耗品等（オイル、バッテリー等）の購入・交換を行うこと。
なお、消耗品の交換時期についてはメーカー推奨を準拠し、記録（別紙4「消耗品等の購入・交換に係る資料」）を行うこと。また、交換等に要した費用は、発注者の負担とする。

(イ) 給油

本業務において、燃料タンク容量の半分を下回らないよう、必要に応じて車両に給油を行うこと。なお、給油代金は、発注者の負担とする。

(ウ) 洗車

車両に汚れが目立つ場合は、適宜洗車を行うこと。

(2) 車両運用

地域の防災学習等への車両運搬及び地震体験の実施（以下、「地震体験等の実施」という。）を希望する申込みについては、別途契約時に発注者が示す「鳥取県給電機能付地震体験車運用要領」を確認し、対応すること。なお、地震体験等の実施に係る時間は車両移動前の日常点検を起点とし、運行後の外観点検及び記録を終点とする。

ア 申込み受付

地震体験等の実施を希望する申込みがあった場合は、調整の上、地震体験等の実施の可否を申込者に連絡すること。

なお、申込状況については、随時インターネット上で公開すること。

また、鳥取県危機管理部各課、鳥取県消防学校、県内の市町村、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県中部ふるさと広域連合及び鳥取県西部広域行政管理組合の各消防署が主催、共催又は後援する多数の県民の参加が見込まれる大規模な行事（とっとり防災フェスタ、市町村総合防災訓練等）に係る利用がある場合、発注者から受注者に連絡をするので、他申込みよりも当該イベントを優先して調整すること。

イ 申込者との打合せ

地震体験等の実施については、安全を確保するため、必ず事前に車両運搬時間や経路、実施時間等を申込者と打ち合わせることを。

ウ 操作員等の派遣

地震体験等の実施のための地震体験車の操作、運転、説明及び乗降補助（以下「地震体験車の操作等」という。）は、次の条件をいずれも満たす者を操作員とし、そのサポートを行う補助員と併せて計2人を最低人員（以下「操作員等」という。）として派遣し、行うものとする。

(ア) 準中型免許又は平成19年6月1日以前に取得した普通免許を有する者

(イ) 契約締結後に発注者が示す地震体験車の操作等のマニュアルを熟知し、実際に地震体験車の操作等を経験したことがある者

(ウ) 下記エの研修を受講した者

エ 操作員等に対する研修

受注者は、業務の目的を達成するに十分な人員を選任するとともに、業務に従事する者に対して、少なくとも次の内容について事前研修を行うこと。

- ・ 地震体験車保管場所での運行前点検
- ・ 運転中の注意事項
- ・ 現場での作業手順
- ・ 起震装置の取扱い
- ・ 揺れの体験中に行うアナウンスや安全管理
- ・ 体験者への啓発事項（発注者が購入した感震ブレーカーのデモ体験装置の説明及びチラシ配付等による地震時の電気火災防止に係る感震ブレーカー設置促進、住宅耐震化等に係るチラシ配布等）
- ・ 地震体験車保管場所での清掃及び運行後点検
- ・ トラブル発生時の対応と連絡方法
- ・ 報告書類の作成 等

オ 記録

地震体験等の実施については、運行前の日常点検並びに運行後の外観点検を実施し、結果等を記載した記録（別紙2「車両運行記録」）を行うこと。なお、走行中に異常が認められた場合には、異常の原因を調査して、発注者の承諾を得た上で、修理等により適切に対処すること。受注者の責任により修理等を要した際は、受注者が費用の負担をすること。

カ キャンセルの取扱

地震体験等の実施について、実施日の直前の営業日午後5時以降に申込者から受注者へキャンセルの申し出があった場合は、地震体験等の実施に係る業務の起点から終点までの本来予定していた経費を発注者はキャンセル料として負担する。なお、実施前の営業日午後5時より前のキャンセルについては、本業務の経費の対象外とする。

キ 雨天等による中止の取扱

雨天等、参加者の安全確保及び起震装置の保護が困難な場合は、地震体験等の実施は行わないものとする。ただし、雨天等によって地震体験等の実施が当日中止になった際に、すでに現地に車両が到着していた場合は、支払対象とする。

(3) 自動車保険（任意保険）

受注者は、発注者が加入する以下の条件の自動車保険（任意保険）と同等以上の対人・対物保険金額の自動車保険（任意保険）に加入すること。なお、加入に係る費用は発注者の負担とする。

（発注者が加入する自動車保険（任意保険））

- ・ 対人保険金額 2,000万円
- ・ 対物保険金額 100万円（免責金額3万円）
- ・ 運転者制限 なし（自動車取扱業者（自動車修理業、駐車業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うこと

を業としている者)は除く)

5 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

6 完了報告及び検査（毎月）

受注者は、業務期間の各月毎に当該月分について別紙1「完了実績報告書」を作成し、翌月10日までに提出し、発注者の検査を受けるものとする。

なお、委託業務実施報告書には、当該下記資料を添付し提出するものとする。

- (1) 別紙2「車両運行記録」(運転者、車両点検結果、実施時間、走行距離等を記載)
- (2) 別紙3「車両整備記録」(実施者、実施内容、金額等を記載)
- (3) 別紙4「消耗品等の購入・交換に係る資料」(購入した消耗品、金額等を記載)

7 委託料の支払（毎月）

受注者は、6の完了報告が適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

その際の請求金額は、4に示す業務毎の単価に、実績の時間、回数又は月数を乗じて得た金額の合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と給油に要した費用の合算する。

8 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

9 注意事項

- (1) 受注者は、道路交通法を遵守し、交通事故等には十分に注意するものとする。
- (2) 受注者は、車両の修理、消耗品等の購入・交換を行う場合は、発注者の承諾を得た上で、実施するものとする。

10 自動車保険

- (1) 受注者の責任による事故の損害については、受注者は誠実に当該損害を賠償しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者の責任によって発注者が加入する自動車保険（任意保険）を使用し等級が下がった場合、事故以前の等級に戻るまでの間、事故以前の等級の保険料との差額分を受注者に請求するとともに、免責金額についても併せて請求するものとする。

1 1 車両又は車両に掲載する機器に係る損害請求

発注者は、受注者の責任により、車両又は起震装置部分が使用できなくなった場合、代替措置を講じるために要した実費用について受注者に請求するものとする。

1 2 その他

- (1) 受注者は、以下の内容を記載した業務計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を得ること。
 - ア 業務内容とその時期
 - イ 業務実施の体制
 - ウ 連絡先一覧
 - エ その他必要事項
- (2) 車両等を損傷させた場合、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 車両維持に係る修理、消耗品、給油等の費用については、発注者の負担とし、実績額を請求すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めること。

(参考資料)

令和 8 年度給電機能付地震体験車保守管理・運用業務委託料算出内訳

名称	予定数量	単位
(1) 車両保守管理	12	月
(2) 車両運用 (※)	35	日
(3) 自動車保険 (任意保険)	1	年

※ (2) 車両運用の予定数量及び単位について

- ① 当該項目の単位である 1 日とは、午前 8 時から午後 5 時までの 9 時間を示す。費用の積算は、次の考えに基づく。
- ② 地震体験等の実施に係る起点から終点までが 4 時間未満である場合は、0.5 日として取り扱い、1 日の内、地震体験等の実施を複数回、実施する場合は、その合計時間による。
- ③ 1 時間未満の端数については、30 分以上で 1 時間とみなす。
- ④ 地震体験等の実施に係る起点から終点までの時間が、上記①に示す時間以外の時間となる場合は、1 時間あたりの定額を加算する。なお、1 時間あたりの加算額は、1 日あたりの費用の 9 分の 1 以下とし、別途協議の上、契約書に定める。

(別紙1)

完了実績報告書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

令和8年度給電機能付地震体験車保守管理・運用業務（ 年 月分）について、下記のとおり報告します。

記

1 実績額

名称	実績額（消費税及び地方消費税額を含む）	うち消費税及び地方消費税の額
(1) 車両保守管理	円	円
(2) 車両運用	円	円
(3) 自動車保険（任意保険）	円	円
合計額	円	円

2 添付資料

- ・別紙2「車両運行記録」（運転者、車両点検結果、実施時間、走行距離等を記載）
- ・別紙3「車両整備記録」（実施者、実施内容、金額等を記載）
- ・別紙4「消耗品等の購入・交換に係る資料」（購入した消耗品、金額等を記載）